

7長寿第221562号
令和8年1月7日

外国人介護留学生受入施設所管法人代表者様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長

令和7年度外国人介護留学生受入支援事業費補助金の交付申請について

日頃より、本県の高齢者福祉行政に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標題の令和7年度外国人介護留学生受入支援事業について、「香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で実施します。

事業を実施するにあたり、当該補助金の活用を検討されている事業所につきましては、必要書類を令和8年1月29日（木）までに、「香川県電子申請・届出システム」で御提出ください。また、本申請における書類の提出によって、交付決定を確約するものではないこと、申請の受け付けの結果、予算の範囲を越える場合は、御希望に沿えない場合があることについて、予め御了承ください。

記

1 事業内容、補助対象事業所、補助要件、補助対象経費、補助額等：

「香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付要綱」を参照してください。

2 提出書類一覧：

- (1) 香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付申請書 第1号様式(第6条関係)
- (2) 補助金所要額調書（第1号様式別添1）
- (3) 事業実施計画書（第1号様式別添2）
- (4) 在学証明書（第1号様式別添3）
- (5) 申立書（第1号様式別添4）※県税の納税義務がない法人のみ
- (6) 県税納税証明書(交付申請書日付の3ヶ月以内に取得したもの。)
- (7) 奨学金契約書の写し

※県税納税証明書は原本を郵送または持参にてご提出ください。

※様式はHPからダウンロードしてください。

県HP：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/cho.ju/cho.ju/gaikokujin/ukeireshien.html>

3 提出期限：令和8年1月29日（木）

4 提出方法：香川県電子申請・届出システムによる提出

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11788

5 留意事項：

- (1) 交付申請で提出された申請の内容から原則変更はできませんので、確認のうえ御提出ください。
- (2) 事業所ごとではなく、法人単位で交付申請書を作成してください。
- (3) 在留資格「留学」の外国人介護留学生を受け入れている法人のみが対象です。
- (4) 原則として令和7年4月1日～令和8年3月31日に発生し、当該年度の日付で支出証拠書類が提出できる経費のみが対象です。
- (5) 介護福祉士修学資金貸付事業など類似する他の公的補助等を受けている場合は、補助対象となりません。ただし、対象経費が他の制度と重複していない場合に限り、補助の対象とします。
- (6) 対象となる留学生が、介護福祉士養成施設を卒業後、補助事業者の有する県内施設又は事業所において、介護福祉士として介護等の業務に3年間従事しなかつたときは返還対象となります。卒業後3年間は現況報告書の提出が必要です。

【担当・問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課
介護人材グループ 長澤、木内
TEL：087-832-3267